

飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱

〔 2 2 生 畜 第 2 4 2 6 号
平成 2 3 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

| | | |
|------|--------------------|-------------------|
| 改正 | 平成 2 3 年 8 月 3 1 日 | 2 3 生産第 4 2 2 3 号 |
| 改正 | 平成 2 5 年 5 月 1 6 日 | 2 5 生産第 1 5 9 号 |
| 改正 | 平成 2 7 年 4 月 9 日 | 2 6 生畜第 2 0 7 5 号 |
| 改正 | 平成 2 7 年 9 月 3 0 日 | 2 7 生畜第 1 8 2 3 号 |
| 改正 | 平成 2 8 年 4 月 1 日 | 2 7 生畜第 2 0 8 6 号 |
| 最終改正 | 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 | 2 8 生畜第 1 5 3 6 号 |

(通則)

第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、飼料生産型酪農経営支援事業（飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱（平成 2 3 年 4 月 1 日付け 2 2 生畜第 2 4 2 3 号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成 2 3 年 4 月 1 日付け 2 2 生畜第 2 4 2 5 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「推進事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で実施要綱第 2 に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。

その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）
- (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「交付規則」という。）
- (4) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 8 9 9 号）
- (5) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 9 0 0 号）
- (6) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 8 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成

18年6月20日農林水産省告示第881号)

(目的)

第2 飼料生産型酪農経営支援事業の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

(補助対象経費及び補助率)

第3 補助対象経費及び補助率は以下のとおりとする。

| 区 分 | 補 助 対 象 経 費 | 補助率 |
|-------------------|------------------------------|-----|
| 飼料生産型酪農経営支援推進事業経費 | 実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行う推進事務に係る経費 | 定額 |

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書正副2部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道に事務所を置く事業実施主体にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

2 事業実施主体は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5 地方農政局長等は、第4の1の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助金交付決定通知書を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、2の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下競争入札等）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第3に掲げる経費の増及び30%を超える減及び事業実施主体の組織の改編に伴う名称等の変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第9 事業実施主体は、推進事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は推進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 事業実施主体は、適正化法第12条の規定に基づく遂行状況報告について、補

助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該推進事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第11 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、事業実施主体は、推進事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第4の2のただし書の規定により、当該補助金に関する消費税仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の2のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、1の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助対象経費に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、2の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第12 地方農政局長等は、第11の1の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から20日以内に事業実施主体に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13 地方農政局長等は、第8の1の規定による推進事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を当該推進事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、推進事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、推進事業の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

附則（平成23年8月31日 23生産第4223号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成25年5月16日 25生畜第159号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附則（平成27年4月9日 26生畜第2075号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

なお、この通知による改正前の持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月1日 27生畜第2086号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日 28生畜第1536号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱別記様式第2号又は第7号により提出された申立書又は報告書の取扱いについては、なお従前の例による。

別記様式第1号

交付申請書
(平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道農政事務所長)
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第4の1の規定により、平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画(又は実績)

| 区 分 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------|--------------------|-----|
| 1. (主な取り組み) 2. | (実施時期、実施回数及び実施内容等) | |

注：飼料生産型酪農経営支援推進事業実施計画(又は実績)欄の記載は、実施要綱第4に定める別記様式第1号の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

| 区 分 | 推進事業に要する(要した)経費 | 備 考 | | 備 考 |
|-----------------|-----------------|-------|-------|-----|
| | | 補 助 金 | そ の 他 | |
| 飼料生産型酪農経営支援推進事業 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | | | | |

注：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算(又は精算)額 | 備 考 |
|-----------------|--------------|-----|
| 飼料生産型酪農経営支援推進事業 | 円 | |
| 合 計 | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算(又は精算)額 | 備 考 |
|-----------------|--------------|-----|
| 飼料生産型酪農経営支援推進事業 | 円 | |
| 合 計 | | |

6 添付書類

- (1) 推進事業実施計画
- (2) 都道府県協議会規約
- (3) 都道府県協議会業務方法書

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

都道府県協議会長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 3 号

平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては、北海道農政事務所長）
（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名
印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があつた飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金について下記の通り変更したいので、飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2426 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中、「事業の目的」を「変更（中止、廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があつたものだけに限り添付すること。

事業遅延届
(平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道農政事務所長)
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名
印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があつた飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金に係る事業の遅延について、飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき下記の通り報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
2. 推進事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

遂行状況報告書
 (平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道にあつては、北海道農政事務所長)
 (沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

所在地
 団体名
 代表者の役職及び氏名
 印

飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第10の1の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

| 区分 | 総事業費 | 事業の遂行状況 (〇〇年12月31日) | 進捗状況 | 備考 |
|---------------------|------|------------------------|------|----|
| 飼料生産型酪農経営 支援推進事業 | 円 | 円 | % | |

(注) 事業の遂行状況の欄には、補助金の交付の決定があつた年度の12月31日までに支払った金額を記載すること。

実績報告書

(平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道農政事務所長)
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第11の1の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。

消費税仕入控除税額報告書
(平成〇〇年度飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道農政事務所長)
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第11の3の規定により、下記のとおり報告する。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料